

十九回宣野灣村議公歸時議會之議錄

日時一九五〇年十二月廿六日

卷之三

出席議員 一審中附香港

卷之三

卷之三

四番伊波一天
五番古瀬蒼信
六番松川宗昌
八番和倉俊吉

五番古渡苔石信不

不妄表揚與亮

會議に付したる事件の題目

儀林外編卷五

議案第32號 一九五一年度洛陽縣公私割資附加金賦課款議定件
議案第33號 一九五一年度洛陽縣公私割資附加金徵集收期並更件
議案第34號 一九五二年度洛陽縣公私割資附加金賦課款議定件

議長 午後一時五分開会宣言し次々報告を許す

朱興良 村長知念清一 助役吳屋典德 收入於國吉並光

卷之三

議長 議事錄署名人の選定方法を諮詢

言子打的公濟麻。

金員無譯

五番議員 古波藏 信雄 八番和倉俊七
シテト

十九回 宣野湾村議會臨時議會議錄
日時 一九五〇年十二月廿六日 自 午后一時廿五分
場所 宣野湾村役所
出席議員 一番仲村春勝 二番此嘉麻康 三番又吉見助
四番伊波一大 五番古波答信雄 大番長瀬英亮
七番松川栄昌 八番和念俊吉 九番木彌清和
一〇番新城正傳
會議に付したる事件の題目
議案第32號 一九五〇年度宣野湾村民割負担金賦課額議定の件
議案第33號 一九五〇年度宣野湾村民割負担金徵集收期の變更の件
議案第34號 一九五〇年度宣野湾村民割負担金賦課免除認定の件
議決の要旨
議長午後一時廿五分開会並に欠員報告を行ふ
△ 参照員及書記の任命を行ふ
△ 財政
△ 村長知念清一 助役吳屋典徳 収入從國吉典光
△ 総務 仲村春松
△ 書記 当山全喜
議長 議事録署名の選定法方を諮詢
一〇番 議長指令を御願ひしき
議長 一〇番議員の御意見に對し異議有無を諮詢
全員 異議なし
議長 哪異議がなつてすか議事録署名人の指令を取
シテ可
五番議員古波藏信雄八番和念俊吉

議長 議案の配付をなましめる

中村參員主として議案を朗讀せんを

議長 議案オ三三號を附議する旨を宣す

番外番

議案オ三三號を説明す

議長

議案オ三三號に對する異議の有無を諮る

ト香

休会して議案を研究したいたいと申す

議長

ト番議員の御意見通り休会して研究會にうつし

だ旨を諮る

全員

異議なし

議長

全員異議が無い様ですか、休会する旨を宣す。前回二時

久

休会中の議会を再開する旨を宣す。午後三時三五分

ク

議案オ三三號については当局が期日を定め誤記

全員

善等検討の上附議致しなばと思ひます。が御意議はありますか

異議なし

議長

全員異議が無い様ですから議案オ三三號は休会して検討

の上附議する事に致します。

ク
議案オ三三號の方を附議する旨を述べ書記をして同議を

朗讀せんを

議案オ三三號は議案オ三三號と関連致しまくりで

オ三三號議案の通り検討の上議決致しなばと思ひます

が御異議は御座はずせんか

全員

異議なし

議長

全員御異議が無い様ですから

十二三號議案と同時に議決する事を述べる。

議長　十二三號議案を附議する旨を宣し書記並て同案を朗讀せしむ。

議長　議案十二三號に対する異議の有無を諮詢する。

全員　異議なし。

議長　全員異議なしに付し、議案十二三四號は原案通り議決致します。

久、本議會再開の日時を何日に議定すの哉を諮詢する。

一。番　十二月廿四日是れ宜いと思ひます。

議長　一番議員より意見に對し御異議の有無を諮詢する。

全員　異議なし。

議長　全員御異議がなつよつてすから十二月廿四日に再開する旨を宣す。

今、午後二時五十分休会する旨を宣す。